

令和 7 年度防犯カメラ等機器保守点検業務委託特記仕様書

第 1 章 総則

第 1 条 適用

- 1 本仕様書は、かすみがうら市（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受注者」という。）へ委託する「令和 7 年度防犯カメラ等機器保守点検業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。本特記仕様書のほか、関係法令及び通達等に準拠し、本業務を遂行しなければならない。

第 2 条 目的

- 1 本業務は、発注者が管理する市内に設置されている防犯カメラ等機器の保守点検を実施することで、不具合の早期発見と修理対応を行い、防犯カメラ等機器の正常な動作を維持することで、市内の犯罪抑止や事件の早期解決に寄与することを目的とする。

第 3 条 関係法令の遵守等

- 1 本業務を実施するにあたっては、本特記仕様書のほか、次の最新の関係法令等を適用する。
 - （1）電気事業法
 - （2）個人情報保護法
 - （3）その他最新の関係法令

第 4 条 提出書類

- 1 受注者は、下記の書類を速やかに発注者に提出し、承認を得るものとする。
 - （1）着手届
 - （2）業務工程表
 - （3）業務計画書
 - （4）その他必要書類

第 5 条 資料の貸与及び返却

- 1 発注者は、本業務遂行のために必要な資料を必要に応じ受注者に貸与するものとし、受注者は貸与された資料を業務完了後直ちに発注者に返却する。なお、発注者より貸与可能な資料は以下の通りとする。
 - （1）令和 6 年度 防犯カメラ等機器保守点検業務委託点検報告書
 - （2）その他担当職員が必要と認めたもの

第6条 事故防止

- 1 本業務の実施にあたっては、傷害その他の事故を未然に防止するとともに、労働基準法、その他の関係法規を守り、円滑にこれを行わなければならない。なお、事故損害等が生じた場合の補償に要する費用は受注者の負担とするものとする。
- 2 受注者は、現地作業員の安全管理だけでなく、交通規制を必要とする場合は交通整理員を配置する等交通状況に即した適切な保安施設を設け、歩行者、一般通行車両に対する安全管理に努めるものとする。

第7条 成果品に対する責任の範囲

- 1 受注者は、本業務完了後であっても調査の失策、不備が発見された場合は速やかに図書の訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

第8条 成果品の管理及び帰属

- 1 本業務において作製した成果品は、発注者に帰属するものとする。また、受注者は発注者の許可なく公表、複製又は貸与してはならない。

第9条 疑義

- 1 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第10条 履行期間

- 1 本業務の履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第2章業務概要

第11条 業務範囲

- 1 本業務の概要は以下のとおりとする。
 - (1) 打合せ協議
 - (2) 業務計画
 - (3) 現地踏査
 - (4) 防犯カメラ等機器保守点検
 - (5) 点検調書作成
 - (6) 報告書作成

第 12 条 業務対象箇所

- 1 本業務の対象は、以下のとおりとする。
 - (1) 対象区域 かすみがうら市内
 - (2) 点検対象防犯カメラ等機器設置場所 20箇所（別表1参照）

第 3 章 業務内容

第 13 条 打合せ協議

- 1 打合せ協議は2回を基本とし、必要に応じて実施するものとする。受注者は協議終了後には必ず打合せ協議簿を作成するとともに、発注者に提出し、発注者の了解を得たうえで、発注者受注者にて保管するものとする。また、他機関と協議が必要な場合には、必要に応じて立ち会うものとする。

第 14 条 業務計画

- 1 本業務に先立ち、過年度の点検調書、補修履歴等の収集・整理を行う。整理した資料をもとに、業務計画、点検計画の作成を行うものとする。
- 2 本業務は、委託期間のうち、第1回目（9月頃）第2回目（2月頃）の年2回定期点検を行うものとする。※保守点検は1回につき2日間を想定。

第 15 条 防犯カメラ等機器保守点検

- 1 保守点検は、下記の機器の点検を行うものとする。なお、防犯カメラ等機器保守点検は近接目視のために高所作業車（電気工事用12m以下）を使用して点検するものとする。また、フルハーネス安全帯を着用し点検するものとする。
 - (1) 防犯カメラ
画角、フォーカス、コネクタ等の点検及び清掃
 - (2) レコーダー
時刻の調整、映像再生状況、コネクタの確認及び清掃
 - (3) 電源装置
AC 電源、DC 電源の電圧確認及び清掃
 - (4) 温調器（クーラーユニット）
DC 電源の電圧確認、温度調節の動作確認及び清掃
- 2 作業に際しては、保守点検の都度所轄警察署へ道路使用許可申請を行い、許可を得ていることを看板により表示すること。
- 3 作業時は安全対策を行い防犯カメラ点検作業中であることを看板により表示すること。
- 4 保守点検にあたっては、交通誘導員を作業車の前後1名ずつ配置すること。（2名想

定)

- 5 点検作業にあたっては、第1種または第2種電気工事士の資格を有する者も配置すること。
- 6 保守点検の結果は、整理・記録を行うものとする。なお、記録が困難な場合には担当職員と協議するものとする。
- 7 点検調書の作成は、点検結果をもとに作成するものとする。なお、点検中に異常を確認した場合は直ちに報告書にて発注者へ報告し、発注者の指示により復旧させること。
- 8 年間を通じて軽微な障害対応及び調整に関して発注者から要請があった場合は、発注者と受注者が協議の上対応するものとする。ただし、故障部品の交換等の修繕を要する場合については、発注者が実費を負担する。また、自然災害等による障害等の修理についても、発注者が実費を負担する。

第16条 報告書作成

- 1 本業務の成果として、報告書、点検調書を整理、作成を行うものとする。

第4章 成果品

第17条 成果品

- 1 本業務の成果品は以下の通りとする。
 - (1) 報告書（A4版、チューブファイル綴じ）
 - ア 点検の結果は、管理技術者において報告書を作成し、点検実施後40日以内に報告をすること。
 - イ 報告書は、設置箇所ごとに点検結果（不具合を確認した場合はその対応内容）、点検作業中の写真、防犯カメラの画角及び記録装置の状態を確認できる資料（画面印刷したもの等）を提出すること。
 - (2) その他（監督員が指示するもの）

別表 1 設置場所及び機器構成

設置場所			各施設の機器構成	
(1) 平成 29 年度設置				
①県道 64 号線上	千代田コミュニティセンター付近	(中志筑 2193-5)	①防犯カメラ	2 基
②市道 13 号線上	下稲吉小学校付近	(新治 1832-75)	②屋外用キャビネット	1 基
③国道 354 号線上	霞ヶ浦中学校入口付近	(深谷 2934-17)	③映像記録装置	1 基
④国道 354 号線上	霞ヶ浦大橋付近	(田伏 1809-2)	④漏電遮断器	1 基
(2) 平成 30 年度設置			⑤避雷器	1 基
⑤市道 6-0004 号線上	下稲吉中学校付近	(石岡市三村 2440-46)	⑥屋外電子クーラー	1 基
⑥市道 6-0381 号線上	下稲吉コミュニティセンター付近	(稲吉 3-15-67)	⑦可変式温度調節器	1 基
⑦市道 6-0001 号線上	千代田庁舎入口付近	(上土田 404-1)	⑧スイッチング電源	1 基
⑧県道 53 号線上	高橋観光果樹園付近	(土浦市永井 2033)		
⑨県道 118 号線上	馬場山交差点付近	(宍倉 3099)		
⑩県道 118 号線上	出羽屋入口付近	(加茂 3066)		
(3) 令和元年度設置				
⑪市道 6-0001 号線上	旧千代田公民館付近	(上佐谷 990-23)		
⑫市道 109 号線上	三ツ木交差点付近	(宍倉 32-43)		
⑬県道 118 号線上	歴史博物館付近	(坂 1947-1)		
(4) 令和 2 年度設置				
⑭市道 7-0055 号線上	栗田橋付近	(中志筑 322-4)		
⑮市道 2763 号線上	第 2 千代田南団地付近	(宍倉 6215-2)		
⑯市道 2583 号線上	市水道事務所付近	(西成井 1941-1)		
(5) 令和 3 年度設置				
⑰県道 118 号線上	牛渡郵便局付近	(牛渡 1932-1)		
⑱県道 64 号線上	旧七会小学校付近	(上稲吉 252-4)		
⑲市道 6-0012 号線上	神立停車場線上	(下稲吉 3290-9)		
(6) 令和 4 年度設置				
⑳県道 141 号線上	ウェルネスプラザ付近	(宍倉 5462)		

別表 2 点検対象機器詳細

No.	設置場所	防犯カメラ	レコーダー	電源装置	温調機
1	県道 64 号線上 中志筑 2193-5	TH-AHDW920VP	TH-AHDR6104	S8VM-15024C	OCPCA-5CU-D24
2	市道 13 号線上 新治 1832-75	TH-AHDW920VP	TH-AHDR6104	S8VM-15024C	OCPCA-5CU-D24
3	国道 354 号線上 深谷 2934-17	TH-AHDW920VP	TH-AHDR2104	S8VM-15024C	OCPCA-5CU-D24
4	国道 354 号線上 田伏 1809-2	TH-AHDW920VP	TH-AHDR2204	S8VM-15024C	OCPCA-5CU-D24
5	市道 6-0004 号線上 石岡市三村 2440-46	TH-AHDW930VP	TH-AHDR6504	S8VM-15024CD	OCPCA-5CU-D24
6	市道 6-0381 号線上 稲吉 3-15-67	TH-AHDW930VP	TH-AHDR6104	S8VM-15024CD	OCPCA-5CU-D24
7	市道 6-0001 号線上 上土田 404-1	TH-AHDW930VP	TH-AHDR6104	S8VM-15024CD	OCPCA-5CU-D24
8	県道 53 号線上 土浦市永井 2033	TH-AHDW930VP	TH-AHDR6104	S8VM-15024CD	OCPCA-5CU-D24
9	県道 118 号線上 宍倉 3099	TH-AHDW930VP	TH-AHDR6104	S8VM-15024CD	OCPCA-5CU-D24
10	県道 118 号線上 加茂 3066	TH-AHDW930VP	TH-AHDR6104	S8VM-15024CD	OCPCA-5CU-D24
11	市道 6-0001 号線上 上佐谷 990-23	TH-AHDW930VP	TH-AHDR6104	S8FS-G15024CD	OCPCA-5CU-D24
12	市道 109 号線上 宍倉 32-43	TH-AHDW930VP	TH-AHDR2104	S8FS-G15024CD	OCPCA-5CU-D24
13	県道 118 号線上 坂 1947-1	TH-AHDW930VP	TH-AHDR2104	S8FS-G15024CD	OCPCA-5CU-D24
14	市道 7-0055 号線上 中志筑 322-4	TH-AHDW940VP	TH-AHDR6104	S8FS-G15024CD	OCPCA-5CU-D24
15	市道 2763 号線上 宍倉 6215-2	TH-AHDW940VP	TH-AHDR6104	S8FS-G15024CD	OCPCA-5CU-D24
16	市道 2583 号線上 西成井 1941-1	TH-AHDW940VP	TH-AHDR6104	S8FS-G15024CD	OCPCA-5CU-D24
17	県道 118 号線上 牛渡 1932-1	TH-AHDW940VP	TH-AHDR2204	S8FS-G15024C	OCPCA-5CU-D24
18	県道 64 号線上 上稲吉 252-4	TH-AHDW940VP	TH-AHDR2204	S8FS-G15024C	OCPCA-5CU-D24
19	市道 6-0012 号線上 下稲吉 3290-9	TH-AHDW940VP	TH-AHDR2204	S8FS-G15024C	OCPCA-5CU-D24
20	県道 141 号線上 宍倉 5462	TH-AHDW940VP	TH-AHDR2204	S8FS-G15024C	OCPCA-5CU-D24